# 「やすらぎ」管理規約

010624 宗教法人法蔵院

### 第1条【名称と管理】

宗教法人法蔵院(以下本寺)の永代供養墓を「やすらぎ」と称し本寺が管理運営する。

### 第2条【目的】

本規約は、本寺設置の「やすらぎ」における納骨、供養に関し、必要な事項を定め適切に執り行うことを目的とする。

### 第3条【使用資格】

使用者(以下施主)の宗旨宗派不問。檀信徒入檀の義務無。入檀、本寺催事参加は施主の判断による。

### 第4条【安置の冥加料(費用)と期間】

必要経費完納時使用権者となる。一度納めた冥加料の返還はしない。

1. 永代冥加料 224,194 円/フーフョイクョー 448,388 円/2 霊以上より承ります。 契約日より永年利用/50 年間。

2. 事務冥加料 (手数料) 10,000円

3. 年会費 0円

4. ~6 墓石建立費用 TypeA: 180,000 円 TypeB: 220,000 円 TypeC: 250,000 円 税込み

7. ~12 列希望 100,000 円 up ~ 25,000 円 up

15.納骨供養料30,000 円16.石材店納骨手数料15,000 円17.納骨袋1,000 円18.3 霊目以降 1 霊につき 30,000 円

19. 授与戒名料 150,000 円~ 希望者様には戒名を授け本堂にてご供養します。

注意: 骨壺納骨の期間期間を過ぎたものは、法蔵院境内で合祀(ごうし)する。

#### 第5条【使用承諾証の交付】

「やすらぎ」使用希望者は、本寺所定の「やすらぎ使用申込書」に必要費用、埋(改)葬許可証を添え許可申請後、「やすらぎ使用承諾書」の交付を受けること。

### 第6条【やすらぎの使用】

1. 「やすらぎ」には、住職が認めた骨壺に収められた遺骨(焼骨)のみ納骨可能とする。

## 第7条【参拝方法】

- 1. 備え付けの花器、香炉以外使用禁止。供花のための自家用花器等使用不可。
- 2. 供物不可。墓参り後は施主様が撤去処分してください。ご自宅の仏壇に備え付ける等
- 3. 24 時間参拝可能。

#### 第8条【供養】

- 1. 当寺、施餓鬼法要 8/17、十夜法要 11/8、春秋彼岸法要にて、合同永代供養する。
- 2. 施主の申出により、年忌法要等、仏事に関する法要を本寺で勤修できる。ただし浄土宗作法に限る。

### 第9条【遺骨の返還】

「やすらぎ」に納骨されている遺骨は、<mark>施主の申し出で返還することができる。ただし合祀後不可</mark>。

#### 第10条【使用資格の失格】

次の各項に該当する行為があった場合は、「やすらぎ」の使用承諾を取り消す。

- 1. 承諾証名義人が、承諾を受けた目的以外に使用した時。承諾名義人が「やすらぎ」の使用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
- 2. 他の使用者への迷惑行為、本寺、近隣への迷惑行為を住職が認めたとき。
- 3. 施主が死亡したとき。
- 4. 施主は、住職より使用を断られた場合、なんら異議申し立てすることなくそれに従うこと。

### 第11条【不可抗力による事故の責任】

天災地変等の不可抗力による損害に対して、本寺はその責任を負わない。

### 第12条【規約改正】

規約改正が行われた場合、異議申し立てすることなく新規約に従うこと。

### 第13条【規約に定めない事項】

本規約に定めのない事項については、住職の判断により執務する。

附則 この規則は、令和6年6月1日より適用される。